

守山市介護保険における住宅改修費支給について

1. 対象者

要介護1～5、要支援1・2の認定を受けた者。

※介護保険のサービスを利用するためには、守山市介護保険課が行う「要介護（要支援）認定」を受けることが必要です。

2. 対象となる住宅改修

種類	想定される内容例
①手すりの取付け	廊下・便所・浴室・玄関等への設置 形状は二段式、縦付け、横付け等の適切なもの
②段差の解消	居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差の解消
③滑りの防止および移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室：床材の滑りにくいものへの変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更等
④引き戸などへの扉の取替え	扉全体の取替え（開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテンへの取替え等）、扉の撤去・ドアノブの変更、戸車の設置等
⑤洋式便器などへの便器の取替え	和式便器の洋式便器への取替え 既存の便器の位置や向きの変更 暖房等機能のみの付加は対象外
⑥その他、①～⑤の住宅改修にともなって必要となる住宅改修	① 壁の下地補強 ② 浴室の給排水設置工事 ③ 下地の補修や根太の補強 ④ 壁または柱の改修工事 ⑤ 給排水設備工事、床材の変更

3. 改修費用

同一住宅で、対象費用の上限が20万円（かかった費用の1割、2割または3割は、利用者の負担になり、9割、8割または7割が支給されます。負担割合は本人所得によって決まります。）

住宅改修費は、何回かにわけて利用することができます。

※転居した場合は、改めて住宅改修費の支給を受けられます。

※要介護状態が著しく重くなった場合の例外

最初に住宅改修費の支給をうけた住宅改修の着工時点と比較して、「介護の必要の程度」が3段階以上あがった場合、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けられます。ただし、この取扱いは、同一住宅・同一要介護者について1回が限度です。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2または要介護1
第1段階	要支援1

※工事が高額になる場合

介護保険とは別に「高齢者住宅小規模改造助成」という守山市の補助制度があります。対象者は、市内在住の65歳以上の方で、身体条件や所得条件がありますので、別途ご相談ください。補助額は、対象工事費の1/2で、対象経費50万円に対して25万円が助成限度額です。

4. 改修費用の支払い方法

①要介護（要支援）認定がある場合・・・受領委任払い

利用者は改修事業者に対象経費の1割、2割または3割を支払い、残りの9割、8割または7割は、守山市から事業者を支払われます。

※守山市では、①の支払い方法を原則としています。

②要介護（要支援）認定を申請中の場合・・・償還払い

利用者は改修事業者に10割（全額）を支払い、要介護（要支援）認定が決定後に守山市から利用者に対象経費の9割、8割または7割が支払われます。

※要介護（要支援）認定がおりなかった場合は、改修費用の支給はできませんので、ご注意ください。

③入院（入所）中の場合・・・償還払い

要介護（要支援）認定の有無に関わらず、利用者は改修事業者に10割（全額）を支払い、退院（退所）後に守山市から利用者に対象経費の9割、8割または7割が支払われます。

※在宅に戻られなかった場合は、改修費用の支給はできませんので、ご注意ください。

※退院（退所）までにどうしても改修が必要な場合など、やむを得ない事情がある場合にのみ適応されます。

5. 住宅改修費の算定上の留意事項

①設計・積算の費用

住宅改修を前提とした設計・積算の費用は住宅改修費として取り扱われますが、住宅改修をともしない設計・積算の費用は支給対象とはなりません。

②新築または増築の場合

新築は、住宅改修ではないので支給対象とはなりません。増築でも、新たに居室を設けることは支給対象となりませんが、廊下の拡張にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張にともしない和式便器から洋式便器に取り替える場合は、手すり取付け、便器の取替え費用のみ支給対象となります。

③支給対象外の工事を併せて行う場合

保険対象部分の抽出、按分等適切な方法により、支給対象となる費用を算出します。

④被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者自らが材料を購入し、本人・家族により住宅改修が行われた場合は、材料の購入費が支給対象となります。この場合、材料の販売者が発行した領収書のほか、工事費内訳書（使用した材料の内訳を本人・家族が記載）が必要です。

⑤同一住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費は被保険者ごとに支給申請が可能ですが、同時に工事が行われる場合は、申請した住宅改修の範囲が重複しないようにします。例えば2人の被保険者の共用の居室の床材を変更したときなどは、どちらか一方のみが支給申請を行います。

6. 手続きの流れ

以下の①～⑧の流れになります。受領委任払いと償還払いでは提出する書類が異なりますので、注意してください。

着工前には必ず介護保険課の確認が必要です。

①要介護（要支援）認定

要介護（要支援）認定を受けていない場合は、守山市へ要介護（要支援）認定の申請をして、認定を受けてください。

②ケアマネジャー等との相談

心身の状況により住宅について困っている点や改修の必要性を相談してください。

③住宅改修事業者の選択、打ち合わせ、見積り依頼

ケアマネジャー等との相談結果について、改修事業者を交えて工事内容・施工方法・費用を確認してください。

④住宅改修費支給の事前申請（工事着工前の申請）

改修工事前に守山市が適切な改修かどうか確認をします。

事前申請をされずに工事をされた場合は支給対象となりません。

※受領委任払いと償還払いでは、提出書類が一部異なります。

提出書類		作成者			
		利用者	住宅改修事業者	ケアマネジャー等	
工事前の申請	受領委任払い	住宅改修費支給事前承認申請書（※注1）	○		
	償還払い	住宅改修費支給申請（請求）書（※注1）	○		
		住宅改修費支給明細	*○		*○
		住宅改修が必要な理由書			○
		住宅改修の見積書（※注2）		○	
		工事着工前写真（撮影年月日入）（※注3）	*○	*○	*○
		改修個所を記入した住宅の平面図	*○	*○	*○
	住宅改修の承諾書（住宅所有者が本人以外の場合）	(○)			

※ *○印は状況によって作成者を決めてください。

※ 注1（申請書）

- ・申請者は本人（利用者）です。

※ 注2（見積書）

- ・利用者あての見積書で、事業所の印、日付が入っているもの。
- ・工事内容がわかるように、材料費、施工費、諸経費などが適切に区分されているもの。

・給付対象外工事を含む場合、対象経費と対象外経費がわかるように記入されているもの。

※ 注 3（写真）

- ・撮影年月日入りで、工事箇所や周囲の状況がわかるように撮影されているもの
- ・撮影時の留意事項
 - 手すり・・・設置個所のみでなく、床、段差など周囲の状況がわかるもの。
 - 段差解消・・・段差の程度（〇〇cm）や、かさ上げされる面全体がわかるもの。
 - 床材変更・・・床の状態と変更される面全体がわかるもの。

⑥ 守山市介護保険課の内容確認・承認

介護保険課 ⇒利用者へ住宅改修費事前承認決定通知の送付

介護保険課 ⇒ケアマネジャー ⇒利用者・事業者へ工事開始の連絡

⑥ 改修工事施工・完成

利用者から事業者へ工事費用の支払い

受領委任払いと償還払いでは、利用者から事業者への支払い額が異なります。

受領委任払い⇒1割、2割または3割分、償還払い⇒10割分

⑦ 住宅改修費の支給の事後申請（工事完了後の申請）

工事完了後、介護保険課に下記の書類の提出が必要です。

※受領委任払いと償還払いでは、提出書類が一部異なります。

提出書類		作成者			
		利用者	住宅改修 事業者	ケアマネジャー 等	
工事 後 の 申 請	受領 委任 払い	住宅改修費支給申請書兼実績報告書	○		
		請求書・代理受領委任状（※注4）	○	一部○	
		領収書（1割、2割または3割）（※注5）		○	
	償還 払い	住宅改修費支給申請（請求）書	○		
		領収書（10割）（※注5）		○	
		住宅改修の完了写真（撮影年月日入）（※注3）	*○	*○	*○

※ *○印は状況によって作成者を決めてください。

※ 注 4（請求書・代理受領委任状）

・請求者欄と委任者欄は利用者が記入し、受任者欄、口座振込依頼欄は事業者が記入してください。

※ 注 5（領収書）

・支給限度基準額は20万円で、住宅改修に要した費用の内、給付対象経費の9割または8割または7割が支給されます。（円未満切捨て）

・下記の例の利用者負担額が領収書の金額になります。

工事費用が20万円以下の場合

例1) 工事費用、対象経費共に20万円の場合

*負担割合が1割の方 支給金額 18万円

利用者負担額 2万円（工事費用－支給金額）

*負担割合が2割の方 支給金額 16万円

利用者負担額 4万円（工事費用－支給金額）

* 負担割合が 3 割の方 支給金額 14 万円

利用者負担額 6 万円 (工事費用－支給金額)

例 2) 工事費用、対象経費共に 12,345 円の場合

* 負担割合が 1 割の方 支給金額 11,110 円 (12,345 円×0.9、円未満切捨て)

利用者負担額 1,235 円 (工事費用－支給金額)

* 負担割合が 2 割の方 支給金額 9,876 円 (12,345 円×0.8、円未満切捨て)

利用者負担額 2,469 円 (対象経費－支給金額)

* 負担割合が 3 割の方 支給金額 8,641 円 (12,345 円×0.7、円未満切捨て)

利用者負担額 3,704 円 (対象経費－支給金額)

工事費用が 20 万円を超える場合

例 1) 工事費用、対象経費共に 40 万円の場合 (支給限度基準額 20 万円)

* 負担割合が 1 割の方 支給金額 18 万円

利用者負担額 22 万円 (工事費用－支給金額)

* 負担割合が 2 割の方 支給金額 16 万円

利用者負担額 24 万円 (工事費用－支給金額)

* 負担割合が 3 割の方 支給金額 14 万円

利用者負担額 26 万円 (工事費用－支給金額)

例 2) 総工事費 40 万円、対象経費 10 万円の場合

* 負担割合が 1 割の方 支給金額 9 万円 (対象経費×0.9)

利用者負担額 31 万円 (工事費用－支給金額)

* 負担割合が 2 割の方 支給金額 8 万円 (対象経費×0.8)

利用者負担額 32 万円 (工事費用－支給金額)

* 負担割合が 3 割の方 支給金額 7 万円 (対象経費×0.7)

利用者負担額 33 万円 (工事費用－支給金額)

⑧住宅改修費の支給

内容審査後に支給します。

介護保険課 ⇒利用者へ住宅改修費支給決定通知の送付

受領委任払い：介護保険課 ⇒事業者へ支払われます。

償還払い：介護保険課 ⇒利用者へ支払われます。



【問い合わせ先】

〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号

守山市健康福祉部介護保険課

電話 077-582-1127 FAX 077-581-0203

守山市地域包括支援センター

電話 077-581-0330 FAX 077-581-0203